

議案第132号

指定管理者の指定について議決を求める件

指定管理者の指定について、鹿児島県公の施設に関する条例第6条の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和2年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称 石橋記念公園
- 2 指定管理者 鹿児島市宇宿二丁目18番27号
セイカスポーツセンター・南日本総合サービス共同事業体
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(提案理由)

石橋記念公園の指定管理者を指定しようとするものである。